

## 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度 の堅持を求める意見書

35人以下学級の拡充が予算措置されていない。日本は、OECD諸国に比べて、学級あたりの児童生徒数や教員一人あたりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。

また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあり、こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われており、このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべきである。

また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国におかれては、教育の機会均等、水準の維持向上を図るため、35人以下学級の早期完結を含め、国庫負担率を2分の1に復元するなど、保護者の教育費の負担軽減と地方財政の負担軽減のため義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

諫 早 市 議 会